

第2回阿蘇市議会会議録

1. 令和2年5月8日 午前10時00分 招集
2. 令和2年5月8日 午前10時00分 開会
3. 令和2年5月8日 午後0時04分 散会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	佐 藤 和 宏	2 番	佐 藤 菊 男
3 番	児 玉 正 孝	4 番	甲 斐 純一郎
5 番	立 石 昭 夫	6 番	竹 原 祐 一
7 番	岩 下 礼 治	9 番	園 田 浩 文
10 番	菅 敏 徳	11 番	市 原 正
12 番	森 元 秀 一	13 番	大 倉 幸 也
14 番	田 中 弘 子	15 番	五 嶋 義 行
16 番	藏 原 博 敏	17 番	古 木 孝 宏
18 番	田 中 則 次	19 番	河 崎 徳 雄
20 番	湯 浅 正 司		

欠席議員

8 番 谷 崎 利 浩

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長	佐 藤 義 興	副 市 長	和 田 一 彦
教 育 長	阿 南 誠 一 郎	総 務 部 長	高 木 洋
市 民 部 長	宮 崎 隆	経 済 部 長	阿 部 節 生
土 木 部 長	吉 良 玲 二	教 育 部 長	山 口 貴 生
阿蘇医療センター事務部長	井 野 孝 文	総 務 課 長	村 山 健 一
福 祉 課 長	松 岡 幸 治	農 政 課 長	佐 伯 寛 文
建 設 課 長	中 本 知 己	財 政 課 長	廣 瀬 和 英
教 育 課 長	藤 井 栄 治	監査委員事務局長	山 本 繁 樹
政策防災課長	加 藤 勇 二 郎	ほ け ん 課 長	古 閑 茂 雄
観 光 課 長	秦 美 保 子	住 環 境 課 長	藤 田 浩 司
税 務 課 長	市 原 修 二	ま ち づ く り 課 長	荒 木 仁

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	本 山 英 二	議会事務局次長	市 原 多 喜 男
書 記	山 本 悠 未		

9. 議事日程

開会（開議）宣言

議事日程の報告

市長挨拶

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 提案理由の説明
- 日程第 4 承認第 1 号 専決処分した阿蘇市税条例等の一部改正について
- 日程第 5 承認第 2 号 専決処分した阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 6 承認第 3 号 専決処分した令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について
- 日程第 7 承認第 4 号 専決処分した令和元年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について
- 日程第 8 承認第 5 号 専決処分した令和元年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について
- 日程第 9 承認第 6 号 専決処分した令和元年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 10 承認第 7 号 専決処分した令和元年度阿蘇市病院事業会計補正予算について
- 日程第 11 承認第 8 号 専決処分した阿蘇市税条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 45 号 阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 46 号 令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算について
- 日程第 14 議案第 47 号 令和 2 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について

午前 10 時 00 分 開議

1 開議宣告

○議長（湯浅正司君） おはようございます。

議員各位には、公私ともにご多用中にも関わりませず、執行部の要請を受けまして、本臨時会を招集しましたところ、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

ただ今の出席議員は 19 名であります。8 番議員、谷崎利浩君につきましては、所定の手続きを経まして欠席の届け出を受けております。従いまして、定足数に達しておりますので、令和 2 年第 2 回阿蘇市議会臨時会をこれより開会いたします。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりです。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

日程に入ります前に、市長並びに総務部長から発言の申し出がありましたので、これを許したいと思います。

市長。

市長挨拶

○市長（佐藤義興君） 議員のみなさん、おはようございます。議会に入る前に、臨時会冒頭の挨拶をさせていただきたいと思います。

本日は、臨時会を開催していただき、ありがとうございます。2月21日に任意の新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げ、第1回目の対策会議を開催して以来、4月9日には政府からの緊急事態宣言の発出を受けて、新型インフルエンザ等特別対策措置法に基づく法定の対策本部を設置し、これまで16回の対策本部会議を開催してきました。熊本県では、新型コロナウイルス感染者の発生情報は市町村単位ではなく、保健所管轄で発表されることから、阿蘇保健所管内での発生時には様々なうわさが飛び交い、住民の皆様方の不安をまおる状況につながりかねないことから、4月15日付で阿蘇市町村会は居住市町村名の公表についての要望を、またゴールデンウィーク前の4月22日に阿蘇地域外等からの多くの人の流入による感染拡大も危惧されたことから、移動自粛の徹底に向けた要請を重ねて県知事に要望をしました。これまで阿蘇保健所管内では、5名の感染者が発生、熊本県全体では合計47例の感染者が確認をされております。残念にもお亡くなりになられた2名の方には、心からご冥福をお祈り申し上げますとともに、また現在治療をされている方々の1日も早い回復を願っています。同時に、昼夜を問わず医療従事者の皆様をはじめ、保育、放課後児童クラブ、また介護施設、障害者施設等の現場で働いている皆様には、新型コロナウイルス感染症対策のため、強い責任感と使命感で取り組んでおられることに心底より感謝をし、真に頭が下がります。本当にありがとうございます。今後、新型コロナウイルス感染症の一刻も早い終息に向け、引き続き慎重に防疫体制に取り組み、市民各位の健康と暮らし、大切な命を守るべく、議会と一体となって進めてまいります。

以上、臨時会にあたっての挨拶とさせていただきました。今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 以上で、市長の説明を終わります。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） おはようございます。本日は、早々に市議会臨時会を開催いただきまして、深く感謝を申し上げます。

議会の冒頭、大変申し訳ございません。お手元に正誤表を配付させていただいております。配付させていただいております議案書8ページから9ページにかけまして、4箇所記載漏れがございましたのでお詫びを申し上げますとともに、加筆の訂正をお願い申し上げます。

まず、1箇所目でございます。議案書の8ページをお願いいたします。第1条の第5号。中段からやや下の部分になります。第5号の2行目になりますけれども、ここに「法律番号令和2年法律第」ということで空欄になっております。「12号」でございますので、「令和2

年法律第 12 号」、「12」の数字の加筆をお願い申し上げます。

続きまして、8 ページの一番下、第 3 条の第 3 項から 9 ページにかけてでございますけれども、9 ページの上から 3 行目、行の始めになります。ここにつきましては、「令和 2 年法律第 5 号」ですので、「5」の加筆をお願い申し上げます。

3 箇所目、中段第 4 条になってきます。第 4 条、始まりまして 4 行目になります。行の始めになりますけれども、令和 2 年法律第 8 号でございますので、「8」の加筆をお願い申し上げます。

最後、10 ページ目の一番上の 1 行目になります。ここにつきましても、令和 2 年法律第 5 号でございますので、「5」の数字の加筆をお願い申し上げます。

大変、こういった基本的な誤りがございまして申し訳なく感じております。今後このような失態が生じないように細心の注意と複数での確認を進め、二度とこういった間違いがないようにしたいと思います。大変申し訳ございませんでした。失礼します。

○議長（湯浅正司君） 以上で、総務部長の説明を終わります。

それでは、早速議事に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（湯浅正司君） 日程第 1「会議録署名議員の指名」を行います。

今期、臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定によりまして、13 番、大倉幸也君、14 番、田中弘子君の両名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定について

○議長（湯浅正司君） 日程第 2「会期の決定について」を議題といたします。

会期日程等につきましては、本日は谷崎議会運営委員長が欠席のため、副委員長から報告をお願いいたします。

議会運営委員会副委員長、立石昭夫君。

○議会運営委員会副委員長（立石昭夫君） おはようございます。議会運営委員会の会議の結果について報告いたします。

令和 2 年 5 月 3 日、午前 10 時より本臨時会の会期日程等につきまして審議をしましたので、その結果を報告します。

まず、会期につきましては、今臨時会の付議事件が専決処分の承認 8 件、条例の一部改正 1 件、令和 2 年度補正予算案 2 件であることから、会期を本日 1 日間といたしました。

次に、本臨時会における議案審議の方法であります、委員会付託を省略して採決することといたしました。

また、本日の臨時会閉会後は、執行部の要請を受けまして全員協議会を開くことといたしましたので、ご出席のほどよろしくお願いいたします。

以上、議会運営委員会の会議の結果について、報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 会期日程等につきましては、ただ今、議会運営委員会副委員長の報告

のとおりであります。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。従って、会期は本日 1 日間と決定いたしました。質疑がないようですので、質疑を終わります。以上で報告を終わります。

日程第 3 提案理由の説明

○議長（湯浅正司君） 日程第 3、これより市長の提案理由の説明を求めます。
市長。

○市長（佐藤義興君） それでは、早速でありますけれども、令和 2 年第 2 回阿蘇市議会臨時会提案理由の説明をさせていただきます。

承認第 1 号「専決処分した阿蘇市税条例等の一部改正について」

本件は、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、緊急に改正が必要となったため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

承認第 2 号「専決処分した阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について」

本件は、地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、緊急に改正が必要となったため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

承認第 3 号「専決処分した令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」

本予算は、第 6 号補正であります。

本件は、年度末の財源調整等に伴い、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

歳入では、地方交付税等を追加し、国県支出金、繰入金及び市債等を減額しております。歳出では、各種事業の実績等に応じて所要の調整を行っております。

これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ 2 億 5,251 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算総額を 183 億 3,353 万 6,000 円といたしました。

承認第 4 号「専決処分した令和元年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」

本予算は、第 3 号補正であります。

本件は、年度末の財源等の調整を要したため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

歳入では、繰入金を、歳出では、水道管理費を減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ 37 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算総額を 2,940 万 8,000 円といたしました。

承認第 5 号「専決処分した令和元年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について」

本予算は、第 3 号補正であります。

本件は、年度末の財源等の調整を要したため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

歳出では、水道管理費を追加し、予備費を充当しておりますので、歳入歳出予算総額に変更はありません。

承認第 6 号「専決処分した令和元年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 4 号補正であります。

本件は年度末の財源等の調整を要したため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

歳入では、市債を、歳出では、事業費を減額し、予備費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ 3,480 万円を減額し、歳入歳出予算総額を 6 億 8,421 万 7,000 円といたしました。

承認第 7 号「専決処分した令和元年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」

本予算は、第 2 号補正であります。

収益的収入では、入院収益を減額し、一般会計繰入金を追加しております。

この補正の結果、収益的収入については、既定の予算額と同額とし、予算総額を 26 億 7,245 万円といたしました。

承認第 8 号「専決処分した阿蘇市税条例の一部改正について」

本件は、新型コロナウイルス感染症の影響緩和を図る地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、緊急に改正が必要となったため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第 45 号「阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について」

本件は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金を支給したいので、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 46 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算について」

本予算は、第 1 号補正であります。

本件は、新型コロナウイルス感染症に伴い所要の対策を講じるため、国の特別定額給付金をはじめ、中小企業の資金繰り支援（利子補給）補助金等を計上しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 27 億 5,149 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 213 億 199 万 1,000 円といたしました。

議案第 47 号「令和 2 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 1 号補正であります。

歳入では県支出金を、歳出では保険給付費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 175 万円を追加し、歳入歳出予算総額を 34 億 6,415 万 4,000 円としました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本臨時会に付議されました事件については、会議規則第 37 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。従って、本臨時会に付議された事件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第4 承認第1号 専決処分した阿蘇市税条例等の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第4、承認第1号「専決処分した阿蘇市税条例等の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） あらためまして、おはようございます。

議案書1ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました承認第1号、専決処分した阿蘇市税条例等の一部改正についてご説明を申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴いまして、緊急に改正が必要になりましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、2ページをお願い申し上げます。専決処分書。阿蘇市税条例等の一部を改正することについて、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

専決処分日は、令和2年3月31日でございます。

今回の専決処分、いずれも上位法であります地方税法等の一部改正に伴いまして、市の税条例の改正を行うものでございます。

新旧対照表につきましても、64ページまでと非常に多岐にわたっておりますので、私のほうからは概要のみをまず説明させていただきたいと考えております。

まず、個人住民税関係でございます。未婚の父、未婚の母、いわゆる未婚のひとり親に対しまして、今回寡婦控除、男性の場合の寡夫控除も適用することとなってきております。併せまして寡婦控除の見直しが行われました。3点目といたしましては、個人住民税の人的非課税措置の見直し、この3点が個人住民税については見直しが行われたところでございます。

次に、固定資産税関係として一部改正が行われておりますので、その説明を行います。所有者の所在が不明若しくは相続人が不明等の場合の固定資産につきまして、今回地方税法の改正によりまして、一つ目が現に所有してるものの申告の制度化が行われました。併せまして、固定資産の使用者を所有者と見なす制度の拡大、こういった改正が行われているところでございます。

次に、地方たばこ税関係についてご説明を申し上げます。軽量な葉巻たばこの課税方式の見直しといたしまして、国のたばこ税と同様に1本当たりの重量が1g未満の軽量な葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ1本に換算する方法を令和2年10月から2回に分けて段階的に実施する改正となっております。その他につきましては、国税における連結納税制度の見直しに伴うもの、また税負担軽減措置として固定資産税の課税標準の特例の追加及び廃止が行われたところでございます。なお、今回の地方税法等の改正に伴いまして、阿蘇市税条例等の

一部を改正する条例といたしまして、3 条立てで改正を行っております。阿蘇市税条例の根拠条項等の改正、引用元となる条項番号の改正も多く行っております。また附則におきまして、3 条立てで改正を行っておりますが、いずれも新元号対応による改正としているところでございます。

以上、概要のみの説明とさせていただきます。いずれも地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴いまして緊急を要しましたので、議会を招集する時間的余裕がございませんでした。そういったことから、3 月 31 日付で専決処分をしていただいたところでございます。ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、承認第 1 号を採決いたします。承認第 1 号は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。従って、承認第 1 号は承認することに決定いたしました。

日程第 5 承認第 2 号 専決処分した阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第 5、承認第 2 号「専決処分した阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 続きまして、議案書承 65 ページをお願いいたします。ただ今議題としていただきました承認第 2 号、専決処分した阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

本件は、地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴いまして緊急に改正が必要となったために、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

66 ページをお願い申し上げます。専決処分書でございます。阿蘇市国民健康保険税条例の一部を改正することについて、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

専決処分日は、令和 2 年 3 月 31 日でございます。

それでは、67 ページからの新旧対照表により、順次説明を申し上げます。

まず 67 ページ、第 2 条課税額についてでございます。国民健康保険税の課税額を算定するにあたりましては、医療費給付分、いわゆる基礎課税額、それと後期高齢者支援金分、介護納付金分の 3 つを合算して国民健康保険税を算定いたしているところでございます。第 2 条第 2 項につきましては、算定基礎の一つであります基礎課税額、いわゆる医療費給付分について、保険料の公平性の確保及び低所得者層への負担軽減を図る観点から、その上限額を 61 万円から 63 万円へと引き上げを行うものでございます。

続きまして、その下になります。第 2 条第 4 項の介護納付金分、これにつきましても、同じく保険料の公平性への確保及び低所得者層への負担軽減を図る観点から、その上限額を現在の 16 万円から 17 万円へと改正を行うものでございます。

67 ページから 68 ページにかけての改正について説明します。ここでは、国民健康保険税の減額についての改正となってきております。低所得者層に対する減額措置につきましては、平成 26 年度から連続で拡充がなされております。本年度におきましても、経済動向を踏まえまして、応益割であります被保険者均等割額及び世帯別の平等割額の判定所得基準額について、それぞれ改正を行っております。

まず、68 ページ、上のほうになってくるかと思えます。第 23 条第 2 号といたしまして、5 割軽減の基準について、被保険者に乗ずる金額を現在の 28 万円から 28 万 5,000 円に、またその下、第 3 号の 2 割軽減について、これまでの基準額 51 万円から 52 万円へとそれぞれ低所得者層に対する軽減の基準となる額の緩和、引き上げを行うものでございます。

なお、施行日につきましては、令和 2 年 4 月 1 日となります。

いずれも地方税法施行令等の施行等によりまして、緊急を要しましたので専決処分をさせていただきます。

ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

以上になります。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、承認第 2 号を採決いたします。承認第 2 号は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。従って、承認第 2 号は承認することに決定いたしました。

日程第 6 承認第 3 号 専決処分した令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について

○議長（湯浅正司君） 日程第 6、承認第 3 号「専決処分した令和元年度阿蘇市一般会計補

正予算について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） おはようございます。

別冊の1をご覧くださいと思います。専決処分いたしました令和元年度の一般会計補正予算（第6号）についてご報告申し上げます。

本件は、年度末に事業費が確定し、財源調整等を行ったものを中心に専決処分したものでございます。

まず、1ページをご覧くださいと思います。今回の補正予算は、第1条に記載しております、既定の歳入歳出予算総額から2億5,251万5,000円を減額し、183億3,353万6,000円といたしております。参考といたしまして、前年度、平成30年度の最終予算額につきましては約203億円でしたので、△20億円程度ということになっております。あくまで予算ベースということでございます。また、その下の第2条繰越明許費補正、第3条地方債補正に関しましては、内訳を7ページ以降に記載しております。7ページをご覧ください。第2表繰越明許費補正ですが、上の段の2つの事業につきましては、コロナの影響や用地の問題等もありまして、繰越事業として新たに追加した事業でございます。下の段の2つの事業、教育費関係につきましては、繰越明許費の額を減額変更するものでございます。

次に、8ページをご覧くださいと思います。第3表地方債の補正ということで、地方債を充当しておりました事業の起債額が概ね確定いたしましたので、起債額が変更になるこちらの17事業につきまして、すべて減額変更したところでございます。

続きまして、9ページ、10ページをご覧ください。9ページ、10ページは、歳入予算の事項別明細となっております。真ん中の列の補正額の欄を見ていただきますと多くが減額となっております。上から、2番から10番までの各種譲与税や交付金関係につきましては、概ね3月に交付額が確定いたしますので、確定額を精算し、増額または減額したところでございます。減額が大きい項目といたしましては、15番、16番、22番が上げられます。15番国庫支出金のほうでは、災害復旧費の負担金などを減額しておりまして、16番県支出金、こちらのほうでは、後で説明いたします熊本地震復興基金事業の交付金あたりを減額しております。一番下の22番、市債に関しましては、先ほどの17事業の1億4,050万円を減額しておりまして、借入額を抑えているところでございます。逆に増額している項目といたしましては、11番の地方交付税、こちらのほうが4億2,000万円ほど増えております。こちらについては、14ページをご覧くださいと思います。14ページの下から2段目になります。11番地方交付税のうち特別交付税の額が3月に確定しておりまして、今回4億2,466万8,000円を増額追加しております。なお、特別交付税の交付額に関しましては、地震前の平成27年度と比較いたしますと約3億円ほどが増となっておりますけれども、前年度、平成30年度と比較いたしますと、熊本地震から復旧・復興が進んできたという影響もございまして4%の減ということになっております。

次に、21ページをご覧くださいと思います。21ページの上のほうから2段目ですね、

19 番繰入金の 10 番公共施設管理基金繰入金につきましては、4,000 万円の減額となっております。これは、図書館、体育施設、物販施設、それから一の宮保健センターなどの公共施設の改修・修繕工事に基金を充当しておりましたけれども、財源調整によりまして結果的に取り崩さずに対応できたということになります。その一つ下の 11 番熊本地震復興基金繰入金のほうですけれども、これにつきましては平成 29 年度に市町村創意工夫分といたしまして、熊本県から約 4 億 3,000 万円の交付を受け、基金として積み立て、目的に沿った事業に充当するものになっておりますけれども、令和元年度につきましては、充当先については簡易水道施設復旧支援事業、それから合併処理浄化槽維持再生支援事業、高校生通学支援事業など 4 事業 303 万 6,000 円に充当しております、精算の結果、515 万 2,000 円を減額したところでございます。

続きまして、歳出の主な項目をご報告させていただきます。基本的には、冒頭に申し上げました事業費確定に伴う減額や財源内訳の変更が主となっておりますので、逆に増額となった事業を中心に主な項目についてご報告をさせていただきたいと思っております。

まず、25 ページの下の方を見ていただきたいと思います。3 の 2 の 1 児童福祉総務費の 19 番負担金補助及び交付金の下 2 つにつきましては、新型コロナウイルス対策経費でございます。3 月の学校臨時休業に伴いまして、新型コロナ対策として放課後児童クラブ、市内 5 クラブを特別開所するための運営費の支援 326 万 5,000 円と利用者の休曜日数等に応じた保護者負担金の支援金 49 万円を計上しております。

次に、26 ページの一番上の段、目 3 児童運営費になります。これも先ほどと同様に新型コロナウイルス対策経費となります。国の地域子ども・子育て支援事業及び保育対策総合支援事業による全額補助を受けまして、公立・私立の保育園、幼稚園、子育て支援センター等に対する空気清浄機や除菌シート、体温計などの購入に係る経費等、目の合計でいきますと約 690 万円を計上したところでございます。

次に、28 ページをご覧くださいと思います。28 ページの上の方から 2 段目、4 の 1 の 1 保健衛生総務費の阿蘇市病院事業会計繰出金については、4,000 万円を追加計上しております。阿蘇医療圏の中核病院として、医療の最前線に立って、地域の皆様方の大切な命を預かる非常に重要な役割を担っております阿蘇医療センター病院事業会計におきましては、現下の新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、入院患者の制限を余儀なくされております。また、風評被害等も重なりまして、1 月から 3 月までの 3 箇月間で対前年比約 5,000 万円ほどの減収見込みということになっております。併せて感染症対策に要する経費も膨らんでおりまして、今回基準内繰り出しといたしまして 4,000 万円を負担するものでございます。

次に、31 ページをご覧くださいと思います。31 ページの上から 3 段目になります。昨年度基金条例を制定しております 6 番の森林環境譲与税基金費になりますけれども、林道維持工事などに充てておりました譲与税の執行残が生じたので、今回基金として 584 万円を積み立てるものです。

次に、その下の 31 ページから 32 ページにかけてになります。目レベルで言いますと 2 番

の商工振興費になります。こちらのほうは、消費税増税に伴いまして、住民税非課税者及び子育て世帯を対象といたしまして、国の全額補助で実施しましたプレミアム付き商品券事業が完了し、精算した額を約 3,000 万円ほど減額計上したところでございます。

次に、33 ページです。33 ページの上から 3 段目のまちづくり推進費の東京 2020 聖火リレー負担金につきましては、阿蘇市を含む県内 13 市町村で 5 月 6 日と 7 日に開催が予定されておりましたが、ご存じのとおり延期が決定しておりますので、一旦精算しまして 150 万円を減額したところでございます。

次に、その下の 9 番地域振興対策費、この中の阿蘇神社周辺整備工事につきましては、公衆トイレ新築工事、街路灯改修工事、それから家屋解体撤去工事等を実施しておりまして、委託料、工事請負費、公有財産購入費の不用額を 356 万 9,000 円減額しております。

次に、35 ページの中段になります。8 の 1 の 3 災害対策費になります。熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業費補助金を 900 万円から 300 万円に減額しております。この事業につきましては、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーン内に居住する方々の安全な区域への移転を促進する事業でありまして、昨年度は 1 件、交付上限額である 300 万円を交付決定しております。

次に、36 ページの一番下になります。3 番の小学校建設費ですけれども、先般の 3 月定例会で補正予算として計上しました学校情報通信ネットワーク構築事業でございます。今回国の補助金内示を受けて事業内容を精査しまして、委託料と工事請負費を合わせて 8,330 万円減額しております。これに伴いまして、国庫補助金、市債についても大幅に減額しております。

また次の 37 ページの 3 段目をご覧いただきたいと思います。3 番の中学校建設費になります。中学校建設費につきましても同様に国の内示を受けまして事業費の見直しを行い、全体事業費を 5,290 万円減額しております。小学校、中学校いずれも令和 2 年度への繰越事業となっております。

次に、38 ページの上のほうから、目レベルで言いますと 6 番図書館費、その下の体育施設費、更にその下の給食センター費につきましては、先ほど申しあげました公共施設管理基金を充当していたものを今回一般財源に財源変更、組み替えをしているところでございます。

次に、40 ページの上から 2 行目になります。19 番負担金補助及び交付金の被災宅地復旧支援事業補助金につきましては、当初見込みよりも申請が大幅に少なかったことから 1 億 2,718 万 4,000 円を減額しております。またその下、中段に記載しております。中通財産区繰出金につきましては、熊本地震で被災しました中通と古城の合同水源地の外壁ブロックの復旧工事に伴いまして、費用の半分、2 分の 1 を復興基金創意工夫分として一般会計から繰り出すこととしておりますけれども、工事費が今般確定いたしまして、50 万円ほど財産区の負担が少なくなりましたので、併せて一般会計からの繰り出しを半額減額するものでございます。

結果、今回の最終補正予算につきましては、特別交付税の増額もありましたので、40 ページの一番下の予備費、予備費に 3 億 3,202 万 3,000 円を追加いたしまして、補正後の額を

183 億 3,353 万 6,000 円といたしました。

以上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

11 番議員、市原正君。

○11 番（市原 正君） 11 番、市原ですけれども、後で出てきますが病院事業会計に一般会計から 4,000 万円出ているんですけれども、これはこの一般会計の予算書の中ではどこに出ているか、説明を求めます。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） 別冊 1 の 28 ページになります。一般会計予算上の中でどこに出ているかというお話だったかと思いますので、28 ページのほうで 4 の 1 の 1 阿蘇市病院事業会計繰出金 4,000 万円ということで計上させていただいております。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、承認第 3 号を採決いたします。承認第 3 号は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。従って、承認第 3 号は承認することに決定いたしました。

日程第 7 承認第 4 号 専決処分した令和元年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について

○議長（湯浅正司君） 日程第 7、承認第 4 号「専決処分した令和元年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） 別冊 2 をご覧いただきたいと思います。専決処分いたしました令和元年度の阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第 3 号）についてご報告申し上げます。

まず、1 ページをご覧いただきますと、第 1 条、今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額から 37 万 5,000 円を減額いたしまして 2,940 万 8,000 円といたしております。

内訳といたしましては、1 点だけでございます。5 ページのほうをご覧いただきたいと思います。先ほど一般会計のほうでもご説明いたしました、熊本地震に伴います中通と古城の合同水源地、貯水施設復旧事業の事業費が確定しましたことに伴いまして、5 ページの水道工事費を 50 万円減額しております。この水道工事費 1,500 万円が既計上ということで上げ

ておりますけれども、1,500 万円のうちの 300 万円を合同水源地の復旧工事費として当初予定しておりましたが、50 万円減額となりましたので今回 1,450 万円で計上しまして 50 万円の減額ということにいたしております。

並行して 4 ページの歳入の一般会計からの繰入金、4 ページのほうになりますけれども、上の段の一般会計からの繰入金、こちらが事業費の 2 分の 1 を予定しておりました。その 2 分の 1、25 万円を減額しております。

それから、歳入としてその下を書いております他会計繰入金、これは古城財産区のほうからの繰入金を 4 分の 1 予定しておしまして、それぞれを減額しまして、余った中通財産区の負担分 4 分の 1 について予備費に追加するものでございます。

以上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、承認第 4 号を採決いたします。承認第 4 号は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。従って、承認第 4 号は承認することに決定いたしました。

日程第 8 承認第 5 号 専決処分した令和元年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について

○議長（湯浅正司君） 日程第 8、承認第 5 号「専決処分した令和元年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） 別冊 3 をご覧いただきたいと思います。専決処分いたしました令和元年度の阿蘇市古城財産区特別会計補正予算（第 3 号）についてご報告申し上げます。

本件は、先ほどの中通財産区の補正予算と連動してくるものでございます。合同水源地貯水施設復旧事業の事業費確定に伴いまして、4 ページの中通財産区に対する繰出金を 12 万 5,000 円減額いたしまして、同額を予備費に充用するものです。従いまして、財源組み替えのみで補正額は 0 ということになっております。

以上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、承認第 5 号を採決いたします。承認第 5 号は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。従って、承認第 5 号は承認することに決定いたしました。

日程第 9 承認第 6 号 専決処分した令和元年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について

○議長（湯浅正司君） 日程第 9、承認第 6 号「専決処分した令和元年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

土木部住環境課長の説明を求めます。

住環境課長。

○住環境課長（藤田浩司君） ただ今議題としていただきました承認第 6 号、令和元年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

資料につきましては、別冊 4 をお願いいたします。

1 ページをお願いいたします。本予算につきましては、第 4 号補正といたしまして、令和 2 年 3 月 31 日に専決処分いたしております。

第 1 条です。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,480 万円を減額し、歳入歳出それぞれ 6 億 8,421 万 7,000 円と定めております。

3 ページをお願いいたします。第 2 表繰越明許費補正でございます。下水道事業費につきましては、繰り越し対象工事の進捗実績から事業費を精査いたしまして、33 万 7,000 円を増額し、1 億 6,224 万 4,000 円に変更しております。

4 ページをお願いいたします。第 3 表地方債補正でございます。下水道事業の起債の限度額につきましては、事業の実績から事業費を精査いたしまして 3,480 万円を減額し、1 億 30 万円に変更しております。

7 ページをお願いいたします。歳出でございます。款 2 事業費、目 1 下水道事業費につきましては、3,683 万円の減額としております。事業実績に基づきまして、節 13 委託料につきまして 601 万円の減、節 15 工事請負費につきまして 2,082 万円の減、節 22 補償補填及び賠償金を 1,000 万円の減と、それぞれ減額しております。

続きまして、款 4 予備費につきましては、203 万円の増額としておりますが、下水道事業費の減額に伴いまして財源調整をしているところでございます。

説明につきましては以上です。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、承認第6号を採決いたします。承認第6号は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。従って、承認第6号は承認することに決定いたしました。

日程第10 承認第7号 専決処分した令和元年度阿蘇市病院事業会計補正予算について

○議長（湯浅正司君） 日程第10、承認第7号「専決処分した令和元年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」を議題といたします。

阿蘇医療センター事務部長の説明を求めます。

阿蘇医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（井野孝文君） おはようございます。

ただ今議題としていただきました承認第7号、専決処分しました令和元年度阿蘇市病院事業会計補正予算につきまして、ご説明をさせていただきます。

資料は、別冊5をご覧ください。

まず1ページです。第2号補正になります。病院経営に係る予算になりますが、収益的収入につきまして、医業収益を4,000万円減額し、医業外収益を4,000万円増額しております。従いまして、予算総額の変更はございません。詳細につきましては、5ページをご覧くださいと思います。まず下段の医業外収益のほうのご説明を先にさせていただきます。一般会計繰入金金を4,000万円増額していただいております。一般会計で言う基準内繰出金につきましては、毎年度総務省により通知される地方公営企業繰出金項目に基づき一般会計から繰り入れをさせていただいておりますが、このうち感染症に要する経費につきましては、交付税と同じく感染症医療に要した経費から医業収益を控除した差額が繰り出し基準ということになっておりますので、令和元年度につきましては、新型コロナウイルス対策としまして、入院患者の制限をさせていただきました。それによりまして、この控除する医業収益が令和2年1月から3月までの3箇月間で対前年比で約5,000万円の減となりましたので、結果としまして基準内繰出金の見直しをさせていただき、財政当局のほうと協議させていただく中で4,000万円の増額を決めていただいたところです。従いまして、繰入金の増額分と同額を入院収益から減額をさせていただき、調整をさせていただきました。

以上で説明を終わります。ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

7番議員、岩下礼治君。

○7番（岩下礼治君） 3月議会で貸し付けということで反対をしたところです。今回、この4,000万円であっても繰り入れで幸いだと思っています。この基準内繰入と、先ほど財政課長は申されました。今、部長の話でもこの繰り入れというのは交付税に入っているというニュアンスの話でありますけれども、これは今回特別交付税が4億数千万円来ていますけれども、その中に入っているということですか。それとも、若しくはこの繰り入れがそういうものではないのかどうか。そこをお聞きしたい。

○議長（湯浅正司君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（井野孝文君） ただ今のご質問、私のほうからお答えをさせていただきますと思います。

今回、基準内繰出金の見直しをしていただき、追加をしていただいたことになります。なお、このうちの、先ほど議員からご質問がありました、特別交付税といたしましては、1床当たり年間約410万円ほどということで、当院4床ありますので1,642万8,000円は令和元年度当初の総務省の交付税の中の措置基準の額にはなっております。しかしながら、今回につきましては、今のところ国からの通達はありませんが、追加で、その請求につきましては財政のほうからになりますが、阿蘇市につきましては公立病院として感染症指定病院の当院を持っておりますので、そのためにこういった特別の追加経費が生じたということで申請をしていただきまして、今の情勢の中では国としてもあらゆる面で手当をしてくれるということになっておりますので、交付税の中でもそういったことも今後検討されるのではないかと考えております。

○議長（湯浅正司君） 7番議員、岩下礼治君。

○7番（岩下礼治君） もう一つお聞きします。私は、3月議会でも話しましたように、これからの貸し付けでいきますとこれが累積して大変な額になってしまうということで、この基準内繰入はもとより、基準外であってもこれからやっぱし足りない分は繰り入れをしていなくちゃいけないんだろうと思っています。

それから、他に聞く機会がないのでお聞きしますが、今、情報によりますと5人の感染症患者が入っているということですが、退院のめどといたしますか、そのうち退院した人は何人かいらっしゃるかどうかわかりませんが、お聞きしておきます。

○議長（湯浅正司君） その説明は、全協で執行部から予定されています。

○7番（岩下礼治君） 全協の資料を見ましたが出ていませんでしたので、医療センターの関係はわかりました。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、承認第7号を採決いたします。承認第7号は、承認することにご異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。従って、承認第7号は承認することに決定いたしました。

日程第11 承認第8号 専決処分した阿蘇市税条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第11、承認第8号「専決処分した阿蘇市税条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 議案書の70ページをお願いします。ただ今議題としていただきました承認第8号、専決処分した阿蘇市税条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

まず提案理由でございますけれども、本件は新型コロナウイルス感染症の影響緩和を図る地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴いまして、緊急に改正が必要になったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

71ページをお願いします。専決処分書でございます。阿蘇市税条例の一部を改正することについて、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をする。専決処分日は、令和2年4月30日でございます。

73ページからの新旧対照表に基づき、順次説明を行います。73ページの表外の第1条でございます。阿蘇市税条例の改正になりますけれども、まず令和2年4月30日の施行としております。表内附則の読み替え規定になってきております。第10条の読替規定、法附則第61条として、新型コロナウイルス感染症に係る中小企業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例を追加いたしております。併せまして法附則第62条といたしまして、新型コロナウイルス感染症に係る先端設備に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例について、税条例上の固定資産税の課税標準に特例を適用させるために改正を行うものとしております。

中段になります。法附則第10条の2になってきます。73ページ、10条の2に関しまして、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小企業者を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物における改正を行うものになってきます。73ページの一番下になってきます。これが15条の2になってきます。軽自動車税の環境性能割の税率1%分軽減する特例措置の適用期間を6箇月延長する規定となります。

続きまして、74ページをお願いいたします。74ページの附則の第24条になってきます。これも新型コロナウイルスに関するものでございますけれども、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続きについて、新たに法改定に基づき準用規定といたして

いるところでございます。

74 ページ、下の方、表外の第 2 条になってきております。これにつきましては、令和 3 年 1 月 1 日からの適用となります。読替規定の第 10 条及び第 10 条の 2 についてでございます。新型コロナウイルス感染症に係る寄附金、税額控除の特例及び新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の 2 条が新たに追加され、それに伴いまして引用規定上のずれ等を行うものとしたしております。

75 ページ、第 25 条になってきます。これに関しましても、新型コロナウイルス感染症に係る寄附金税額控除の特例といたしまして、市民税の所得割にイベントを中止した主催者に対する払い戻し請求権を放棄したものへの寄附金控除を適用するための改正になってきております。

法附則第 26 条、76 ページになってきます。これにつきましても、市民税の所得割に新型コロナウイルス感染症に係る住宅借入金等特別税額控除の特例を適用するための控除、そういったことでございます。4 月 30 日に法が可決をされまして、同日施行となりましたので、専決処分をさせていただいております。ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、承認第 8 号を採決いたします。承認第 8 号は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。従って、承認第 8 号は承認することに決定いたしました。

お諮りいたします。暫時休憩したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、暫時休憩をいたします。11 時 20 分に再開いたします。

午前 11 時 08 分 休憩

午前 11 時 20 分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 12 議案第 45 号 阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第 12、議案第 45 号「阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 議案集の 77 ページから 80 ページをお願いしたいと思います。

ただ今議題とさせていただきました議案第 45 号、阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について、ご説明をいたします。

まず、提案理由でございますが、本件は新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金を支給したいので、本条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、79 ページ及び 80 ページの新旧対照表でご説明いたします。記載されておりますとおり、今回第 5 条、第 6 条、第 7 条を新たに加えております。

まず 79 ページの第 5 条になりますが、国保の被保険者のうち新型コロナウイルス感染症に感染したもの、または発熱等があり感染が疑われるものが対象となります。その影響で仕事ができなくなった日から 3 日を経過した日から、いわゆる 4 日目からが支給対象でございます。直近の継続した 3 箇月間の平均給与収入の日額、これの 3 分の 2 相当額を支給するという制度でございます。国保でございますので、給与収入となりますとパートとか、アルバイトとか、農業の青色事業専従者とか、そういう人たちが対象になります。また、入院が長期期間になる場合もありますので、この場合は最長で 1 年 6 箇月が支給対象期間となります。

次に 80 ページでございますが、80 ページの第 6 条と第 7 条関係でございます。これは事業主から給与等の全部または一部の支給がある場合は、この傷病手当金は支給しないという制度でございます。ただしこの分が支給要件に伴う金額より少ないときは、この制度によりその差額を支給するということになります。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第 45 号を採決いたします。議案第 45 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。従って、議案第 45 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 46 号 令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算について

○議長（湯浅正司君） 日程第 13、議案第 46 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算について」を議題といたします。

総務部長財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○**財政課長（廣瀬和英君）** それでは、ただ今議題としていただきました令和２年度一般会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。

別冊資料は、６をご覧くださいと思います。本件は、新型コロナウイルス感染症対策関連経費に係る補正予算でございます。

まず、１ページをご覧ください。今回の補正予算（第１号）につきましては、既定の歳入歳出予算総額に２７億５,１４９万１,０００円を追加し、２１３億１９９万１,０００円の編成といたしております。

また、第２条で債務負担行為の追加を上げておりますが、その内訳につきましては４ページに記載しております。４ページになります。債務負担行為補正ということで、２項目を上げております。上の段につきましては、農林業者の方の借り入れに対する利子補給と保証料を令和１１年度まで、下の段につきましては中小企業者への融資に対する利子補給を令和４年度まで、それぞれ限度額を設定いたしております。なお、当該年度分につきましては、後ほどご説明いたします。

次に、６ページをご覧くださいと思います。６ページにつきましては、今回の補正予算の財源内訳を款ベースで記載しております。一番上の総務費の補正額が約２６億円と最も大きくなっております。一番下の歳出合計を見ていただきますと、今回の補正額２７億５,１４９万１,０００円に対しまして、財源内訳として国・県支出金、こちらのほうが約２６億３,０００万円で、一番右端の一般財源につきましては１億１,９００万円となっております。

この一般財源につきましては、次の８ページをご覧くださいと思います。８ページ、一番上の１番財政調整基金繰入金をご覧ください。先ほどの一般財源と同額１億１,９００万円の基金を取り崩して対応することといたしております。その結果、財政調整基金につきましては、今年度５億４００万円を取り崩すこととなりますので、予算上では残高が約１０億円程度になる見込みでございます。

また、戻って７ページを見ていただきますと、一番上から目の１番総務費国庫補助金、２番民生費国庫補助金は、いずれも１０分の１０の国からの補助金でございます。詳細につきましては、歳出のほうで説明させていただきます。

それでは、９ページ以降の歳出予算を説明させていただきます。９ページ、目の８番情報管理費です。こちらの予算につきましては、現下の新型コロナウイルス感染症発生などを想定いたしまして、行政機能がストップしないように会議室や空き部屋など、場所を変えてでも業務を継続させる、いわゆるＢＣＰの視点に立ちまして、庁舎内のＷｉ－Ｆｉを構築させ、併せて緊急移設用などのパソコン、プリンターなどを購入するものです。実際、熊本地震のときも警察、自衛隊など関係団体があらゆる空き部屋を利用いたしまして、災害対策本部の会議を開催してきたこと、また現状として国・県からの制度説明会あたりにつきましては、オンライン会議化の傾向にありまして、万全なセキュリティ対策の下、危機管理体制の整備強化、住民サービスの維持確保を目的に予算計上させていただいております。なお、予算額の７９９万２,０００円、こちらの約半分につきましては、特別交付税で措置される予定です。

次に、9 ページ、中段以降になります。9 ページから 10 ページにかけては、国民 1 人当たり 10 万円の給付金事業であります。

10 ページ、一番下の 18 節負担金補助及び交付金の特別定額給付金、こちらは阿蘇市の場合は 4 月 1 日現在の住民基本台帳人口 2 万 5,749 人に 10 万円を乗じた額 25 億 7,490 万円を計上いたしております、5 月中に給付を開始する予定といたしております。併せて、本庁舎敷地内に設ける事業対策室の事務所のリース料、それからシステム改修業務委託料などの事務費を約 1,900 万円計上いたしております。事業費、事務費ともに全額を国庫補助金で賄うことといたしております。

次に、11 ページになります。一番上の目 3 障害者福祉費の右端の説明の欄でございます。障害児通所給付費につきましては、特別支援学級等の臨時休業に伴います放課後等デイサービス事業を行う市内事業所、こちらへの追加給付でありまして、財源については全額国庫補助となっております。

同じく 11 ページの上から 2 段目、目の 1 番児童福祉総務費です。この目につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金事業でありまして、令和 2 年 4 月分、3 月分を含む 4 月分の児童手当受給者の方に対象児童 1 人当たり 1 万円を支給する事業でございます。阿蘇市の場合は 11 ページの一番下、対象者が約 310 人程度を想定しておりまして、3,100 万円を計上いたしております。事務費を含めまして国からの全額補助を受けて実施する事業でございます。

続いて、12 ページの一番上になります。2 番予防費の消耗品費 1,298 万円になります。内訳といたしましては、感染症防止対策といたしまして、市内の医療施設、介護施設、それから子育て支援施設また避難所等に対しまして、マスク、消毒液などを購入する予算を計上しております。

次に、その下の目 3 農業振興費になります。18 番負担金補助及び交付金といたしまして、新型コロナウイルス対策経営安定資金の利子補給補助金及び保証料助成金を 138 万 2,000 円計上しております。この融資につきましては、緊急支援資金といたしまして、経営が悪化した農林業者の方が今後の経営に支障をきたさないように保証料不要、5 年間無利子で貸し付けする制度でございまして、県からの補助を受けまして利子補給及び保証料を助成するものでございます。予算上は 20 人程度の借入れを想定しております。

次に、その下の目の商工振興費になります。中小企業資金繰り支援利子補給補助金 5,000 万円を計上しております。県の金融円滑化特別資金の借入れに際しまして、阿蘇市が 3 年間利子補給を行うこととしておりまして、今年度も含めた 3 年間の利子補給額は 1 億 5,000 万円を限度額として設定いたしましたところでございます。

次に、12 ページの一番下、目 7 特産物推進費になります。こちらのほうは、阿蘇テレワークセンターが運営します通信サイト ASOMO におきまして、オンラインショップの利用者が負担する送料を阿蘇市と阿蘇テレワークセンターで折半いたしまして、送料無料とするものでございます。720 万円を予算計上しております。

次に、13 ページの一番上、目の 3 災害対策費になります。消耗品費と備品購入費を上げ

ておりますけれども、これからの出水期に備えまして、避難所の感染防止対策として、衛生用品や検温用の非接触型の体温計、それからパーティション、間仕切り 50 セットなどの購入費を計上しております。

その下の教育費の 2 番事務局費になります。需用費の消耗品費につきましては、児童生徒などへのマスク、それから消毒液、体温計などの購入費を計上しております。13 番使用料及び賃借料と 17 番備品購入費につきましては、臨時休校に伴いまして児童生徒の在宅での学習支援策といたしまして、インターネット環境がない児童生徒宅へWi-Fi ルーターを貸し出すとともに、インターネット使用料を負担するための経費をそれぞれ計上いたしたところでございます。併せて学習用ソフトウェアを活用しまして、児童生徒の学力確保に努めるための予算を計上いたしたところです。

最後になりますが、14 ページの上の段になります。3 番給食センター費の学校臨時休業に伴う給食食材等補償金 77 万 2,000 円を計上いたしております。3 月の臨時休校に伴いまして、学校給食費の保護者への返還金や食材のキャンセル費など、全国学校給食会連合会を通じて、国から 4 分の 3 の補助を受けて負担することといたしております。

以上、新型コロナウイルス感染症対策関連経費といたしまして約 27 億 5 千万円を追加する補正予算を編成いたしました。

以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 特別定額給付金事業班長。

○特別定額給付金事業対策班長（山本繁樹君） まず、最初に今回の特別定額給付金関係につきましては、当初国は所得制限を設けまして 1 世帯当たり 30 万円とした生活支援臨時給付金という事業名での支援を進めておりまして、一転して国民 1 人当たり 10 万円給付するとした特別定額給付金という事業に変更されまして、阿蘇市としましては熊本地震の解体班のようなプロジェクト班、阿蘇市特別定額給付金事業対策班を設置し、横断的に取りかかることとなりました。今回、その対策班長の辞令を仰せつかりました山本より、議案第 46 号、令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算、特別定額給付金に関する補足説明をさせていただきます。

資料は、別途配付させていただきました特別定額給付金（仮称）事業の概要の 1 枚ものの両面、こちらのほうで説明をさせていただきます。特別定額給付金（仮称）事業の概要です。施策の目的ということで、前段ここに明記してありますが、一番最後の行、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うとされております。これを踏まえまして、この黒い枠で囲ってある部分ですね、阿蘇市の特別定額給付金の支給に関する基本的な考えといたしまして、一部の自治体におきまして申請受付等が始まっておりますが、例えばドライブスルー方式とか、公民館などでの集合受付など行われておりますが、阿蘇市としましては、先ほど申しました国の指針に基づいた 3 密防止はもとより、新型コロナウイルス感染症の拡大を強く防止するために、できる限り人と人との接触の機会を減らすとした非接触型方式、郵便またはオンラインでの申請を基本に申請受付を行うとしております。対面での受付を行うことで発生します感染リスクや市役所が感染源となった場合のリスクな

どを踏まえて、極力対面での申請受付は行わないものとしており、徹底した感染防止策を講じた上での対応を図るとしてしております。具体的な対策としまして、先ほど財政課長から少し説明がありましたが、窓口の分散化を図るために本庁ほけん課の前の林の中、そちらの中に16坪の連棟ハウスをリースで事務所を設置する予定にしております。そこには、消毒薬の設置、また窓口の亚克力ボードなどを設置しまして、感染拡大防止の対策の徹底を図ることとしております。また、基本は郵便とオンラインでの申請になりますが、お年寄りの方等、申請手続きにちょっと悩まれる方とかいらっしゃる場合がありますので、窓口が混雑した場合、その対策としまして本庁ではなく、そのプレハブ、仮設のハウスの前にテントを設置いたしまして、横幕を張ってベンチを据えるような待合所的なものも考えているところです。

2番になります。阿蘇市の事業予定額、先ほど財政課長が申したとおりです。トータルで25億9,360万5,000円、給付金に関する分が25億7,490万円、事務費が1,900万円となります。

あと、事業主体が阿蘇市です。3番です。この中身については、全額国が補助負担するというようになっております。

4番の給付対象者及び受給権者ということで、基準日が4月27日現在となっております。4月27日現在、一応住民基本台帳に記載されているものということで、ちょっと補正予算後に人数が決まりますので、今現在でわかっている数字をご報告しますと、4月27日時点の抽出した数値は2万5,701名、ちょっと国の調査時点の数字よりは48名ほど減っております。2万5,701名で1万1,505世帯分の給付となっております。受給権者につきましては、基本的に世帯主になります。

5番の給付額は、1人当たり10万円。

6番の給付金の申請及び給付の方法ということで、基本、先ほどから申しますとおり郵送の申請方式、オンライン申請方式ということで原則として口座振り込みで行うということにしております。やむを得ない場合は、窓口による申請及び給付を認めるとされております。

裏面になります。1、2は先ほど申したところで、また後ほど見ていただければと思います。

7番の給付までの流れということで、まず(1)郵送申請の場合ということで、まず①4月27日現在の住民基本台帳に記載された世帯主あてに通知書と申請書及び返信用封筒を入れたものを5月15日に発送を予定しております。②です。その後、申請書を受けた世帯主の方は、必要事項を記入されまして、身分を示す書類と銀行振込口座がわかる資料を添付していただきまして、同封した返信用封筒に入れてもらってこちらに返送してもらうような形になります。③です。必要記入条項等をこちらのほうで確認して、午後3時までに指定銀行への振り込みデータを伝送すれば翌日までに入金されるということで考えております。

以上の流れから、第1回目の振り込みは5月25日の週から順次給付予定としておりますが、一応、これまでの段取りで早ければ18日の週には給付が可能ではないかということと考えているところです。

オンラインにつきましては、マイナンバーカードを持っている方限定の申請方式になります。

すけれども、(2) のほうですね。これは、実はオンラインのほうは既に国と接続はできております。ただ、通知もあって、もちろんしてもらったところなんですけれども、(2) の申請者がマイナポータルで国のホームページにアクセスして、順次接続してやっていくということなんですけれども、申請者が入力した後、その下の括弧の阿蘇市のところですね、こちらのほうで申請書データを取得して申請内容を確認して、口座情報等を入れたものを銀行のほうに送信しまして、ここにも郵送と同様に 5 月 25 日の週から順次給付予定としておりますが、一応こちらも同様に 18 日の週から給付開始が可能になると考えているところです。

最後に、ここに明記しておりませんが、申請期限につきましてです。申請期限は、国の要綱に郵送申請方式の申請受付開始日から 3 箇月以内とされております。3 箇月後、盆明けの 8 月 20 日に国の要綱に準じて締め切りということで予定しているところです。

あと最後に、市民の皆様にしかりと、確実に給付金がお届けできるよう努めてまいるところであります。

説明は、以上となります。ご審議方、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

9 番議員、園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 予算書の 9 ページになりますけれども、今班長からいろいろ説明がありましたが、窓口で対応をいろいろ、オンラインでの対応とあります。会計年度の任用職員さん、これ 1 名だと思わんですけれども、その他に班長以外は大体職員さんは何人ぐらいで対応されるのか。

それと、オンラインの申請があるんですけれども、恐らくマイナンバーカードの暗証番号を入れる場所があるのではないかなと思っております。今、よその自治体でマイナンバーカードで申請しようとして、その暗証番号がわからなくて申請した自治体でないこの暗証番号がわからないということで、そこで大変長時間、密の状態で待っているという状況があるように聞いております。そのためにも暗証番号あたりの確認は、この申請前に行政のほうから暗証番号の確認をしとったほうがいいですよと、マイナンバーカードをもっていらっしゃる方はこちらのほうで申請をとという周知をされたらどうかなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 事業班長。

○特別定額給付金事業対策班長（山本繁樹君） 会計年度任用職員につきましては、1 名考えているところです。10 箇月の予定です。あと、対策班のメンバーとしまして、私が各部より 1 名ずつ選出していただきまして、合計 6 名で各部から 1 人ずつ選出して、私を入れて 6 名という形で考えているところです。あと、会計年度任用職員がいっぱいいますので最終的には 7 名体制になります。

○議長（湯浅正司君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 議員が言われるとおり、マイナンバーカードの暗証番号が 3 つ

ありますので、これを忘れていたという方の届け出が今市民課のほうの窓口、内牧支所にも来ています。ただ、数は報道されているような、密になるような状況では来ておりません。それと併せて、マイナンバーカードを申請する人が逆に出てきております。セットのような形ですか。ただ、マイナンバーカードは今から申請しても1箇月後になりますので、先ほど班長が言われたように、郵送、郵便関係、そこを優先すると。事前にマイナンバーカードの暗証番号をご確認くださいという周知までは現時点では必要ないかなと思いますし、また15日以降に通知が行けば、そちらのほうに重きがいくのかなと思っております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） この給付対象者の基準日が令和2年4月27日ということになっていきますけれども、これは27日に、例えば26日に亡くなって27日に死亡届が出て、基本台帳のほうに名前が、これは削除されれば27日の時点ではもう亡くなられた方は駄目だということですかね。逆に生まれた方が26日に生まれて、名前を例えば1日、2日遅れて、28日に名前が決まって市の方に受け付けをされたということであれば、やっぱり28日に基本台帳費に名前がないということは26日に生まれても駄目ということになりますかね。

○議長（湯浅正司君） 事業班長。

○特別定額給付金事業対策班長（山本繁樹君） まず、死亡に関しましては基準日の4月27日にご存命であれば拾いなさいということになっております。27日に亡くなられても、基準日に亡くなられても補助交付しなさいということで定められております。

あと、出生に関しましては、出生届が後日あったとして、27日以前に生まれていられれば、遡ってでも給付しなさいということになりますので、出生届がいつ出るかで判断させていただこうかと思っております。28日以降の出生だったら、当然駄目になります。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

13番議員、大倉幸也君。

○13番（大倉幸也君） 13番、大倉です。

補正予算書の12ページの一番下の特産物推進費の通販サイトASOMOの支援事業ですね、これもちょっと詳しくお願いいたします、

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 12ページ、通販サイトの支援事業ということで、これはもともとテレワークセンターのほうで、地元の特産物をインターネットを通じて販売するという事業をやっておりました。なかなか各商店さん、インターネットを使った販売までできないということで、これまでテレワークセンターとしまして通販サイトASOMOを運営しておりました。今回については、この通販サイトで購入されるお客様、送料はこれまで商品購入申込者負担という形でやっておりましたが、今回、阿蘇市のほうから2分の1補助するというので、送料を全額今は無料という形で対応させていただいております。ただし、送料分の2分の1が市、2分の1はテレワークセンターという形で事業運営をさせていただいているという状況でございまして、現在のところ、5月6日現在で申込者6,740件ということで、これまでと比較すると約10倍ぐらいの申し込みがあっているということと、売り

上げについては大体 1,500 万円ほど今売り上がっておりますので、ある程度の効果は出ているのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） そのASOMOに登録した人だけがその恩恵を受けているわけですかね。その阿蘇市の特産物とか扱っている、商売している方ですね。私にちょっと不満の声が聞こえたわけですかね。どうして送料を阿蘇市がこの税金で負担してあげるのか。そのASOMOに登録している人たちだけでその恩恵にあずかっているのか。そこをもうちょっと詳しく。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 通販サイト個別のお店で通販サイトをされている方もいらっしゃるという形で、私のほうにも話があります。ただ、窓口としましてはこれまでテレワークセンター、阿蘇の特産品を販売するというので、これまでも情報化等々も支援してきておりましたので、今回、ASOMOさんのほうを活用した方について支援させていただいている。ただこれについては、テレワークセンターとも協議しながら、申込者がいらっしゃる場合についてはすべてASOMOで受け入れるという形で、私のほうに話があった、まちづくり課のほうにそういう話があった場合については、ASOMOのほうにおつなぎをして、ASOMOのほうからの購入をされる場合は送料無料という形にしております。ただ、これについても、ASOMOだけでインターネットのページをつくってもなかなか販売が進みません。各店舗さんのホームページから購入するときにASOMOのサイトのほうにつながって売り上げが上がっているという状況でございますので、今後もそういった方、いらっしゃるれば、どんどんASOMOさんのほうにつないでいながら、販売強化を進めていきたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） じゃ、ASOMOに登録をすれば、利用できるわけですね。そのいつでも。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） あくまでも今回、私どものほう、市の補助も入れておりますので、テレワークセンターのほうには必ず受け付けをしていただくようお願いしているという状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

3 番議員、児玉正孝君。

○3 番（児玉正孝君） 3 番、児玉です。

先ほどの特別定額給付金のことで班長にお尋ねいたします。2 件あります。

給付金の申請書、これの提出するときの添付書類で、振込先の口座の通帳のコピーということでございますけれども、普通コピーを出しますときには見開きを出すわけですが、表、表紙だけでもいいのか。

あと一つ、市から水道料、あるいは給与、児童手当等の振り込みがあっている場合はコピーは出さんでいいとなっておりますけれども、私の議員としての立場としては、お給料をいただいているわけですが、これはもうコピーを付けないでもいいということですか。

その2つです。

○議長（湯浅正司君） 事業班長。

○特別定額給付金事業対策班長（山本繁樹君） 口座関係の添付資料につきましては、申請書に記載の口座番号と銀行口座番号が合っているために確認しますので、銀行の口座番号、通帳の表でもわかればわかるのもありますよね。中まで見ずとも表でわかるのもあるし、クレジットカードで口座番号が確認できるのもあります。そういったものであれば、ご自分の名義と口座番号がわかれば、その添付で結構です。

あと公金等の振り込みがあればというところに関しましては、公金等を既に引き落としされている方につきましては、わざわざ添付までの手間は要りませんよということで、市民の方々への手間をちょっとなくそうということで明記しているところでありまして、例えば税金とか保育料、水道料とかありますけれども、そういったものの口座番号というのは阿蘇市のほうでデータを持っておりますので、明記された、書かれた口座番号とその口座番号を見ればもうわかることですので添付の必要はありませんということで説明しているところであります。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

9 番議員、園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 13 ページの教育費の事務局費の中で少しお尋ねいたします。13 番の使用料及び賃借料、それと備品購入費のこの金額の説明をもうちょっとお願いします。

それと、現在タブレットの数と子どもの数というのはどういう数になっていますか。

○議長（湯浅正司君） 教育部長。

○教育部長（山口貴生君） おはようございます。ただ今のご質問にお答えをいたします。

13 ページの教育費の中の学力補助という部分でございますけれども、阿蘇市で考えております制度につきまして、ちょっと説明をしたいと思います。

まず、5 月 7 日までに各小中学校のアンケート調査を行いましたので、各家庭にパソコンまたはタブレットがあるかという把握を行ってございます。ですので、パソコンとかタブレットがあって、インターネットの環境がある家庭については、その機器をそのまま使っていただく。そういったパソコンとかなくてもお知らせ端末があれば阿蘇インターネット光をつなぐことができますので、学校に配備しておりますタブレットを貸し出せばインターネット環境をつなぐということができますので、その家庭については学校に配備しておりますタブレットを貸し出して、この備品の購入、無線の W i - F i になりますけれども、このルーターを貸し出すことで家庭での学習につなげると。最後に、パソコンもない、インターネットの環境もないというお子さんがいらっしゃいます。この家庭については、今から光の設置工事とかでは間に合いませんので、学校に来ていただいて、学校で配備するタブレットを貸し

出して、そこで使っていただくというようなことを考えてございます。今、アンケート調査を行いましたので、一応、全小中学校に配備したタブレットで、その不足分といいますか、小学校高学年以上にそういったことをしようと思っているんですけども、それについては何とか間に合うのではないかなとは思っております。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第 46 号を採決いたします。議案第 46 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。従って、議案第 46 号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。やがて 12 時になりますが、議案審議中のためこのまま続行したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、このまま続行いたします。

日程第 14 議案第 47 号 令和 2 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について

○議長（湯浅正司君） 日程第 14、議案第 47 号「令和 2 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（古閑茂雄君） ただ今議題としていただきました議案第 47 号、令和 2 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

別冊 7 をご覧ください。

1 ページをお開きください。今回の補正予算は、第 1 号となります。第 1 条です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 175 万円を追加し、歳入歳出それぞれ 34 億 6,415 万 4,000 円としております。

続きまして、詳細ですけれども、4 ページをご覧ください。上の段、歳入でございます。款 6 県支出金、項 1 県補助金、目 1 保険給付費等交付金としまして、先ほど条例改正で説明いたしました傷病手当、傷病手当金の交付金 175 万円を計上しております。新型コロナウイルス感染症に係ります傷病手当、これにつきましては全額交付金で賄うということで、交付金が措置されているというところでございます。

続きまして、下の段、歳出でございます。款 2 保険給付費、項 7 傷病手当金、目 1 傷病手

当金としまして、歳入同様、傷病手当金 175 万円を計上しているところでございます。傷病手当金は条例でも説明しましたが、新型コロナウイルス感染症に感染あるいは感染の疑いにより仕事ができずに給料が減額になってしまったと、そういった方々を手当てするものでございます。現行、国民健康保険の中での給与所得者が約 1,100 名ほどおられます。その中からその方の直近 3 箇月の平均給与を基に日額を出してまいります。その日額を、いわゆる支給期間、入院から自宅療養に関わるその期間ですけれども、その期間をもってお支払いをするということになっております。今 175 万円予算計上しておりますけれども、当面の間につきましては、対象者が発生した場合にすぐに対応ができるようにということで、その給与の日額、支給期間、ある程度見込みまして 175 万円というところで計上させていただいているところでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第 47 号を採決いたします。議案第 47 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。従って、議案第 47 号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

令和 2 年第 2 回阿蘇市議会臨時会を閉会いたします。

午後 0 時 04 分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により下記署名する。

令和 2 年 月 日

阿蘇市議会議長

阿蘇市議会議員

阿蘇市議会議員